

ラベルニュース

No382

平成 28 年 8 月号

編集:広報・情報システム委員会

TEL(3866)4561 FAX(5821)6443

東京都ラベル印刷協同組合

☎111-0051 東京都台東区蔵前 4-16-4

シール印刷技術勉強会を開催 オペレーターが共通の問題点出し合う



技術委員会(北島憲高委員長)主催の、「シール印刷技術勉強会」は、七月八日(金)午後七時より品川駅に隣接した港区高輪のAP品川会議室で開催されました。

「本会の参加会社、参加者の印刷加工で問題点、困っている点などを話してもらい、参加者からそれぞれ解決方法をいくつか提示していただき、答えを出して行

がテーマになり、保存する際の「洗浄の仕方」「版のそり防止」「樹脂版のメーカーの特徴」「版の硬さ、柔らかさの使い分け」「版の使用限度の見分け方」などが取り上げられ、全日シール連合会の山下技術委員長のアドバイスと参加者の意見が交換されベストな答えが得られました。

また、シール印刷での版の管理は重要なものですが当日もやはりこの問題についても質問が多く、参加者の関心の高さがうかがえました。

さらにPP貼は「しわ」「蛇行」、粘着原紙の「カー」印刷加工ではベタノールの扱い方紙粉が発生し機上に混入した場合の除去方

法、インキでは硬いインキ、柔らかいインキの使い分けなどが取り上げられました。日頃印刷現場で発生する多くの課題が勉強会参加者の意見交換や山下委員長のアドバイスによって、スキル、ノウハウの答えが導き出され、参加者は「自社の現場で明日から役立てたい」と声を揃えていました。

この勉強会は、これまで山下委員長が中心となつて神奈川の組合で開催されてきましたが、地理的な問題もあり、一度東京でやってほしいという声に答えて今回組合主催で開催したのも、北島委員長は次回は出来れば十月二十二日に開催されるミニ機材展でも開催したいと語っています。

参加者は当組合員を含め、遠く新潟や長野からの組合員も参加し、日頃オペレーターを対象にしたこうした研修会がなかっただけに盛況でした。

参加者は自己紹介で自分が日頃担当する印刷機などを紹介しましたが、平圧機や間欠機が多く、共通の課題が明らかになりました。

最初に北島技術委員長より勉強会の進め方として、最初に、樹脂版の取扱い

**まだ間に合います!
是非参加してください**



第18回ラベル関連ミニ機材展

10月22日に開催決定!

出展申し込み受け付中です

いる「シール・ラベルコンテスト」の作品の展示も今回も予定されています。

今回は十八社が出展しましたが、出展者の多くが「自社で展示会をやれば、この出展料では当然出来ないし、百名を集めることは容易ではない。ビックサイトの大型展示会よりも、中身は恋展示会だと思う」と口を揃えて評価しています。

開催概要は次の通り。

■日時・十月二十二日(土)午前十時より午後四時まで。

■会場・東商センター三階展示場 台東区柳橋二の九

■出展料・四万五千円(消費税別)六〇〇mm×一、八〇〇mmのテーブル二台分のスペース。

■出展品・電源は一〇〇Vのみですので、展示品については具全に事務局に確認願います。

■出展申し込み・九月五日(月)までにすでに送付済み(の申し込み用紙に記入の上FAXで組合事務局までお申込み下さい。

また、以前から実施して

不良債権の回収について

弁護士による債権の取立て
を考えてはどうでしょうか

為に巻き込まれる可能背手も懸念されています。

このため、顧客の回収に携わる専門家(弁護士)への相談を一度ご健闘されてはどうでしょうか。

今回連合会が推薦しているのは、吉田法律事務所です。依頼を希望する組合員は、弁護士事務所に出向き、事実関係等を話し、解決手段を弁護士と一緒に相談するもの。

得意先からの売掛金が回収できなくて困っている、インターネットで取引したが、相手と連絡が取れなくなったなどのお悩みはないでしょうか。

こうした悩みを解決するために、全日本シール印刷協同組合連合会では、弁護士を使った債権の回収を紹介しています。

長年の古い取引先や下請け企業との関係では積極的な不良債権の督促はしづらく、時には適正な回収が不可能になる場合もあります。

また、最近ではインターネットによる受注も増え、相手企業の詳細が分からないままの取引等で、詐欺行

費用については、請求金額が百万円以下の場合、着手金は無料、報酬金は回収金額の三〇%(税別)、百万円から三百万円までは着手金は八%(税別)、報酬金は十六%(税別)、三百万円超は着手金は八%(税別)、報酬金は別途協議となります。

「吉田法律事務所」

弁護士・吉田 哲

東京都中央区銀座七の十

七の十一 銀座大雄ビル5

F ☎三五四三―五三六〇

午前一〇時より午後六時まで。

日本印刷産業連合会が総会

グランドデザインの深耕年に

新会長に山田雅義氏(大日本印刷副社長)

日本印刷産業連合会は、六月十七日に開催された第三十一回定時総会に於いて任期満了に伴う役員改選で新会長に大日本印刷の山田雅義副社長を第九代会長に選出しました。

日印産連は昨年従来からの活動や組織、予算等を抜本的に見直し、役割や活動テーマを再構築する『グランドデザイン』の実行に入っており、これを踏まえて今年度を『グランドデザイン深耕年』と位置付けて、五つの指針に沿って『印刷産業を未来にリードする団体』を目指して取り組むことになりました。



山田雅義会長

五つの指針は次の通り。
①印刷産業の社会的地位向上を明確にし、社会的役割を明示し、産業全体のイメージ向上を図る。
②印刷産業の果たすべき役割を分かり易く表示した「ミッション・ステートメント」の周知徹底を図る。
③遂行中の各事業を含め、内容を常に見直して現実的なテーマに沿って推進する。
④印刷産業の連合体として説明責任と情報発信を行い、社会的な認知・理解を深める。
⑤賛同表明した「国連グローバル・コンパクト」の深耕を図る。

新会長の山田雅義会長は「稲木前会長の強力なリーダーシップの成果をさらに深めていくことが私の役割だと考え、印刷産業の山積する課題に誠心誠意取り組み、と抱負を述べました。」

副理事長に弓納持氏

常務理事に野尻氏が

六月二十七日に開催された理事会で、昨年死去した副理事長の近藤健司氏の後任に、常務理事の弓納持昇氏の就任が承認され、それによる欠員の常務理事には理事の野尻公義氏の就任が承認されました。

また、常務理事の西村仁氏が大阪に転勤になったため、欠員になっているが、来年の改選までは欠員のままでいくことも了承されました。

東京都が説明会を

個人情報保護法の

平成二十七年九月、改正個人情報保護法が公布され、二年以内に全面施行されることとなりましたが、新たに要配慮個人情報や匿名加工情報の規定が設けられるなど様々な改正が行われるとともに、これまで個人情報保護法が定める義務規定の対象外であった、事業活動に利用する個人情報の件

数が五千人分以下の事業者も義務規定の対象になるとなりました。

事業者においては、新たな制度に適切に対応するための準備を進める必要がありますが、中小規模の事業者では、大規模事業者に比べ、十分な対策が取れていない状況が見受けられます。こうした状況を踏まえ、主に中小企業、中小規模の非営利団体、個人事業者等を対象に、改正後の個人情報保護制度について正しく理解し、適切な対応を取っていただけるよう、説明会を開催いたします。

■日時・平成二十八年九月二十六日(月曜日) 午後一時から四時

■場所・東京都庁第一本庁舎5階大会議場

■内容・講師 「個人情報保護法の改正ポイントと事業者における対策」(仮題) 講師 弁護士 森 亮 二氏 (弁護士法人英知法律事務所)

■問合せ・生活文化局広報広聴部情報公開課 電話 03・5388・3135

意外と知らない退職金の話

退職金は企業の義務ではない！ あなたの会社はどうですか？

歳の定年退職を迎えます。

会社が用意している嘱託再雇用の道は選ばず、妻と二人で富士山の見える山梨県に移り住んで、スローライフを満喫する計画を立てていました。

大学時代の一年先輩で東京の大手家電メーカーに勤めていたYさんが昨年の定年退職で得た約二千五百万円の退職金を元手に家を買ったことを聞いていたAさんは、「ウチの会社でも一千万円ぐらいは出るだろう」とアテにしていました。

ところが、そのもくろみは大きく崩れてしまうことになりました。来年の退職を前にして、会社の人事担当から「退職金はありません」と告げられたからです。

「えっ！ そんなバカな。昨年、当社を定年退職したTさんは勤続二〇年だったのに、数百万円支給されたと聞いていますよ」（Aさん）

「Tさんに支払ったのは退職功労金で、いわゆる退職金制度は当社にはないんです」（人事担当者）

■退職金は企業の義務じゃない？

Aさんは会社に抗議したものの、受け入れられませんでした。その後、労働基準監督署に相談し、「就業規則を確認して下さい」というアドバイスに従って、目を皿のようにして就業規則を読み返したものの「退職金」の文字は見当たりません。「退職金は任意で決めるもの、退職金制度が無くてと違法ではない」ということを初めて知りました。

Tさんに支払われた退職功労金は、就業規則には「社員が退職した場合、在職中に特に功労があつたものと認められる場合には退職功労金を支給する場合があります」というあやふやな記載がされているのみでした。部長職まで上り詰めたTさんに比べ、Aさんは課長どまり。勤続年数の長さには関係なく、Tさんほどの功労金が支払われる可能性は限りなく低そうです。

「退職金がもらえる」とAさんが思い込んでしまったことには理由があります。それは、日本ではまだまだ

退職金制度を持っている企業が多いからです。「平成二十五年就労条件総合調査結果」（厚生労働省）によると約七五％の企業で退職金制度があり、特に大企業になるほどその比率は高く、社員千人以上では九〇％超える企業が退職金制度を有しています。30人以上99人以下の企業でも72％です。

退職金制度がある企業ではいったいどのくらいの金額が支払われるのでしょうか？ よく「退職日の基本給に係数をかけて算出するんだよ」なんて話を聞きますが、それは単純に「そういう設計をしている会社が多い」というだけで、特に決まりがあるわけではありません。つまり、制度の有無も自由であるのと同じで、退職金をいくらにするのかというのも企業の自由なのです。したがって、三十八年間勤めても「スズメの涙」なんてことも無い話ではないのです。

あなたの会社はどうでしょう？ この際、一度確認をした方がいいですよ。

《引用資料》東洋経済オン

■あなたの会社の退職金は

退職金はサラリーマンにとっては、退職後の設計をする上では重要なものです。特にまだまだ終身雇用制の強い日本では、退職金を当てにして、取らぬ狸の皮算用をしている人も多いのでは。先日「東洋経済オンライン」に面白い記事が載っていたので、ここで紹介しておきます。

東京に本社を置く中堅の映像制作会社に三〇年勤めるAさんは来年秋に六〇

■熱中症の症状とは

熱中症は、高温多湿な環境に、私たちの身体が適応できないことで生じるさまざまな症状の総称です。以下のような症状が出たら、熱中症にかかっている危険性があります。

No140 健康がいちばん!

熱中症に気を付けましょう!

簡単なことで防げることが多い

れる、手足の筋肉がつるなどの症状が出る場合があります。筋肉がピクピクとけいれんしたり、硬くなることもあります。

③体がぐったりし、力が入らない。吐き気やおう吐、頭痛などを伴う場合もあります。

④拭いても吹いても汗がでる、もしくはまったく汗をかいていないなど、汗のかきかたに異常がある場合には、熱中症にかかっている危険性があります。

⑤体温が高くて皮ふを触るととても熱い、皮ふが赤く乾いているなどの症状も熱中症のサインです。

⑥声をかけても反応しなかつたり、おかしな返答をする。または、体がガクガクとひきつけを起したり、まっすぐ歩けないなどの異常があるときは、重度の熱中症にかかっています。すぐ医療機関を受診しましょう。

①めまいや立ちくらみ、顔がほてるなどの症状が出たら、熱中症のサインです。一時的に意識が遠のいたり、腹痛などの症状が出る場合もあります。

②「こむら返り」と呼ば

飲ませることはやめましょう。すぐ医療機関を受診しましょう。

■熱中症の予防対策とは

熱中症を予防するためには、暑さに負けない体作りが大切です。気温が上がりに始める初夏から、日常的に適度な運動をおこない、適切な食事、十分な睡眠をとるようにしましょう。

①水分をこまめにとる

のどがかわいていなくても、こまめに水分をとりましょう。スポーツドリンクなどの塩分や糖分を含む飲料は水分の吸収がスムーズにでき、汗で失われた塩分の補給にもつながります。

②塩分をほどよくとる

過度に塩分をとる必要はありませんが、毎日の食事を通してほどよく塩分をとりましょう。大量の汗をかくときは、特に塩分補給をしましょう。ただし、かかりつけ医から水分や塩分の制限をされている場合は、よく相談の上、その指示に従いましょう。

③睡眠環境を快適に保つ

通気性や吸水性の良い寝具を使ったり、エアコン

や扇風機を適度に使って睡眠環境を整え、寝ている間の熱中症を防ぐと同時に、日々ぐっすりとお眠ることで翌日の熱中症を予防しましょう。

④丈夫な体をつくる

バランスのよい食事やしっかりとした睡眠をとり、丈夫な体をつくりましょう。体調管理をすることで、熱中症にかかりにくい体づくりをすることが大切です。

■暑さに対する工夫も

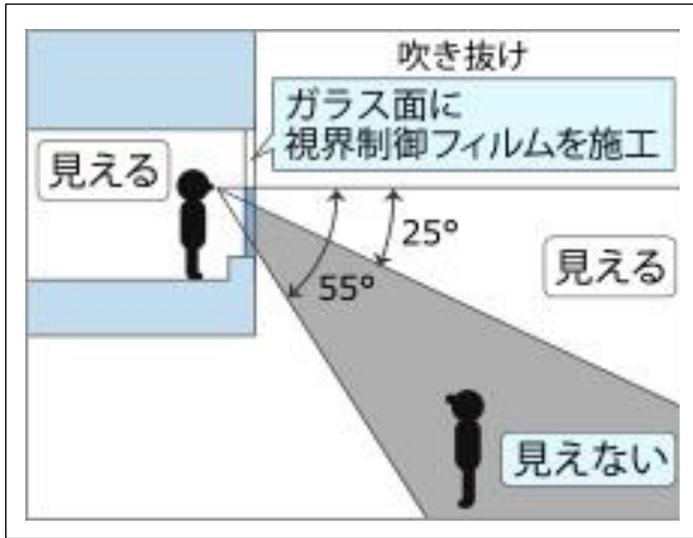
いま自分のいる環境の気温や湿度をいつも気にしましたり屋内の場合は、日差しを遮ったり風通しを良くすることで、気温や湿度が高くなるのを防ぎましょう。扇風機やエアコンで室温を適度に下げましょう。過度の節電や「この程度の暑さなら大丈夫」とガマンしてはいけません。

ぼうしをかぶったり、日傘をさすことで直射日光をよけましょう。また、なるべく日かげを選んで歩いたり、日かげで活動したりするようにしましょう。

引用 資料

<http://www.netsuzero.jp/>

独自設計の視界制御フィルムを
不透明角度の異なる4品種発売



リントック(文京区後楽)をラインアップし、七月十二日の二〇一四年三月末に販売を完了しました。

その後、再販売の要望を多く頂いたことや、光学ディスプレイ用途に自社開発を進めてきた光拡散フィルム*の技術を応用できることなどから、今回、同社の建物用ウインドーフィルム「ウインコス」の新アイテムとして再度ラインアップしました。

同社は以前、見る角度によって透明に見えたり、すりガラス状に見えたりする機能を持つ独自設計の視界制御フィルムを開発。展開していましたが、購入材料の生産終了に伴い

同様の視界制御フィルムを

「ウインコス」の新アイテムとして再度ラインアップしました。

入射した光を効率良く、最適に拡散させる光学機能性フィルム。バックライトを使わずに太陽光や照明を反射させて情報を表示する反射型ディスプレイなどへの採用が期待されています。

特徴としては、

① 透明なガラスに貼ることによって、見る角度によって透明に見えたり、すりガラス状に見えたりする機能を持つ視界制御フィルムです。

「W-0055(一方向不透明・広範囲)」の四品種をラインアップ。目的に合わせて、視界を自在にコントロールすることが出来ます。

③ ガラスが持つ透明感や採光性を損なうことなく、不要な部分の視界をカットするため、窓からの景観を保ちつつ、プライバシー保護に貢献します。

④ オフィスや店舗、一般住宅の窓ガラス、扉、パーティションなどに使用可能です。

耐久性をより向上させ、さらにご利用いただきやすくなりました。ガラスが持つ透明感や採光性を損なうことなく、不要な部分の視界をカットするため、窓からの景観を保ちつつ、プライバシー保護に貢献します。※施工面はガラスのみです。

詳細はホームページで。

<http://www.lintec.co.jp/>